

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） おはようございます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について、細部説明を申し上げます。

3月議会の補正予算におきましてお認めいただきました8件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

1件目の総務費、戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍システム改修業務でございます。繰越額は13,321千円で、その財源は国県支出金でございます。

2件目の総務費、戸籍住民基本台帳費につきましては、住民基本台帳システム改修業務でございます。繰越額は2,530千円で、その財源は国県支出金でございます。

3件目の農林水産業費、水産業費につきましては、水産加工販売施設新築工事設計委託業務でございます。繰越額は20,989千円で、その財源は国県支出金13,116千円、地方債7,800千円、一般財源73千円でございます。

4件目の土木費、道路橋梁費につきましては、道路新設改良事業でございます。繰越額は3,700千円で、その財源は一般財源でございます。

5件目の消防費につきましては、消防団消防車両更新事業でございます。繰越額は41,743千円で、その財源は地方債41,700千円、一般財源43千円でございます。

6件目の教育費、教育総務費につきましては、第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託業務でございます。繰越額は1,809千円で、その財源は一般財源でございます。

7件目の教育費、小学校費につきましては、和田小学校グランドピアノ購入事業でございます。繰越額は3,729千円で、その財源は既収入特定財源でございます。

8件目の教育費、保健体育費につきましては、第1若もの広場改修工事設計委託業務でございます。繰越額は22,341千円で、その財源は一般財源でございます。

以上、8件の報告でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。個別具体的じゃないんです。こんな趣の質問、初めてなのですが、1億10,000千強、これがいつもこれぐらいなのか、だったような気もしない

こともないんですけども、これはいいのか悪いのかとか、財政担当の方とか、この額についてですね、感想という用語弊ありますけれども、どういう考えなり評価をお持ちなのか、ちょっとお考えをお聞かせ願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

この額につきましては、まずは規定の範囲とかそういうものはございません。その年の事業の執行状況におきまして、最終3月議会において報告諮り、お認めいただくものでございます。

それぞれの事業の執行につきましては、その年の事情等がございますので、特に今回の繰越しにつきましても、ある一定の事情により繰り越したものと認識してございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） もう単純に、やっぱり少ないほうがいいですよ、繰越しの額は。もちろん、当然3月とかにも予算審議しておりますので、成立がすぐで、とても時間的にといいはあるんでしょうけれども、一般的には繰越しというのは行わなく、速やかな財政の執行というの、そういう評価のほうがいいということによろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議員おっしゃるとおり、その年度内での事業の執行というのが基本として考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第2 議案第1号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第1号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、番号利用法別表第2が削除されたため、本条例中にその別表を引用している箇所を整備するものです。

第2条第1項は、番号利用法の改正により新たに定義する用語として、第5号は特定個人番号利用事務、第6号は利用特定個人情報を追加いたします。第4条第1項、第3項及び別表第3においては、番号利用法別表第2の引用部分を「特定個人番号利用事務」、

「利用特定個人情報」にそれぞれ改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。多分、知識不足で的外れたことを言うかも知りませんが、よくテレビとか新聞等のニュースで、いわゆるマイナンバーということですよね。その利用が進んでいるところと、何かあまり、照会件数のデータ提供が何たらとか、その内容もよく分からないんですけども、町としてはね、何かほんでこれ、改正、改正ばかり多くて、何か忙しい業務だけをやらされている感が僕らから見るとあるんですけども、その辺、今の現状、美浜町として、やはりマイナンバーが導入されて、こういうとこ、ああいうとことか、よかったなとか、悪いのはあれですけども、そういうふうな、何かそういう所感というか、今回でもこんな業務がついてくるわけなんで、そのあたりちょっと、何を聞いているか僕もちょっとよく分からないんですけども、もう少し、何か全然、今、身近じゃないので、マイナンバーがね、そのあたり、ちょっとご説明いただけますか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 直接、この条例改正に関してではありませんが、この条例に関してのマイナンバーの利用業務としていいますと、いろいろな諸手続において、まずはマイナンバーカード、個人番号を記入する欄が設けられてきております。

今後、またこのマイナンバーの普及、またDXの進行によって、利用度、利用価値、それと事務の効率化が図られてくるものと思われませんが、その進捗によって、今現在、実感としては、そんなにまだ効率化という実感は我々事務担当のほうとしてはありませんが、国の進捗と合わせて、我々の業務もその制度なり迅速さが図られていくものだと思われま

す。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） ちなみに、現在の普及率はどんなになってますか、お願いいたします。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 龍神議員にお答えします。

5月31日現在ですけども、マイナンバーカードの美浜町の交付率におきましては78.9%、全国でいきますと79.4%、和歌山県においては80.4%、ほぼ全国レベルという形になっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） それでは、今、保険証とかもだんだん代替わりしていくというようになってい

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 直接、保険証、住民課がマイナンバーカードを交付しています。交付しているところで、交付だけでは保険証は利用できない状況ですけれども、利用するためには、マイナポータルサイトで保険証利用できるように手続をするんですけれども、過去、マイナポイント事業というのがあったと皆さんご存じだと思うんですけれども、そのときに皆さん、ほとんどの方がポイントと同時に保険証も利用できるような手続されております。中には、されていない方もおりますので、今現状、たまに窓口に来られて手続されることもございますので、保険証利用については、利用できるようになることについての普及は、美浜町の方は結構手続はされております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） それでは、保険証は今後、多分もうだんだんマイナンバーに移行していくと思うんですけれども、大体今の行政のほうではどういうふうに、どれぐらいというか、まだずっと両方使えていくんか、その辺の見通しをお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 龍神議員にお答えいたします。

保険証のほうは、12月2日から、一応基本的に今の現行の保険証は廃止されると。その代わりに、町のほうでも、国民健康保険なんですけれども、資格確認書を発行するというふうな格好になってございます。

それと、今のマイナンバーであったんですけれども、国保の被保険者といたしましては、大体、今、5月末現在1,525人おるんですけれども、その中でマイナンバーに健康保険をひもつけされている方が1,052人、68.98%でございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） そのマイナンバーカード、医療機関で使えるようになるということなんですけれども、医療機関の対応状況というのかな、そこらはどうですか。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 松下議員にお答えいたします。

都道府県の医療機関別の状況でございますが、病院につきましては、ほぼ100%。あと、医療診療所につきましては、カードリーダーの申込書とか、件数あるんですけれども、大体80%後半でございます。あと、歯科の診療所にいたしましても80%台。ただ、少し、柔道整復師のあんまさんとか、はりとかきゅうとか、そういう関係のところは少し、70%台という、ちょっと下がっておりますけれども、今、一般に行かれています病院につきましては、もうほぼ使えているというふうな状況でございます。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 結構この話、マイナンバーカードの話になるんですけれども、情

報流出のおそれが高いとよく聞かれるんですけれども、そのところはもう盤石なんですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 情報流出の件ですけれども、マイナンバーカードには皆、持たれている方はご存じだと思いますけれども、暗証番号を設定しております。それで、暗証番号が分からない限りは中の情報は読み取れません。免許証と同じで、免許証も落としたらもう、その券面上、見えている情報は当然分かります。マイナンバーカードも当然分かりますけれども、中身の情報については、暗証番号、それと暗証番号が分からなければ顔認証が必要になってきますので、情報の流出というのは暗証番号と顔が合致せん限りは流出しないと思われま。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美浜町学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第2号 美浜町学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

改正の趣旨でございますが、第7条、職員の設置に関する規定において、「学童保育指導員」という職名を、平成27年4月から創設されています「放課後児童支援員」と「補助員」に改めるものであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月厚生労働省令第63号）第10条第1項においては、「放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない」と、同条第2項では、その数は「支援の単位ごとに2名以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる」とされ、当町における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例においても同様に規定し、放課後児童健全育成事業者はこのことを遵守しなければなりません。

以上のことより、第7条の全部を改め、学童保育に従事する職員の名称を放課後児童支援員及び補助員とし、その配置基準についても国が定める人数と同じくして規定いたします。

なお、放課後児童支援員とは、都道府県知事が実施する認定資格研修を修了した者であり、その受講には保育士等の資格や実務経験年数などといった要件が必要となります。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。支援員の資格要件は、今、たしか説明あったと思いますけれども、補助員さんというのは別に、どんな定義というか、何も要らないという用語ある。当然、支援員さんの指導の下とか、そういうことだろうと思うんですけども、特段何か資格や知見の要件があるのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 補助員については、私も調べたんですけども、国のホームページとかいろんな文献を調べたんですけども、特段全くございません。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 議案第3号 美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例を廃止する条例について、細部説明を申し上げます。

美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例につきましては、次代を担う子どもの誕生を祝い、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策と児童福祉の増進に寄与することを目的として平成24年12月に条例を制定し、平成25年4月から施行いたしました。

条例施行から6年が経過した令和元年度に、出生数の分析や条例制定による効果の検証を行ったところ、条例の施行が有効な効果であるとは評価し難い結果でありましたので、

祝い金の規定につきましては議会の議決を経て効力を失効し、子育て応援給付金の支給のみを継続しておりましたが、本年5月10日の支給をもって全ての受給対象者への支給が終了し、今後、当該条例を適用しないことから、本条例を廃止するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。それでは、現在までの出生祝い金の給付総額並びに応援給付金も、これについても支給総額をお教え願いたい。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 谷進介議員の質問にお答えします。

トータルで言わせていただきます。

まず、出生祝い金ですけれども、合計で64件、64人で12,800千円です。

子育て応援給付金につきましては、これは3歳、4歳、5歳、3年ありますので148件、14,800千円、合計しますと27,600千円になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 細部説明の中で、効果があり得なかったということで、27,000千円ぐらいですか。これは、そうすると全て一般財源なのかということと、そうすると、この27,000千円が無駄になったという評価でよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

27,000千円の財源ですけれども、全て一般財源でございます。

効果があったのか、なかったのかといいますと、一定の効果はあったと思います。少子化を少しでも食い止めた効果はあったと思いますけれども、この目的は第3子の出生を祝うというか、出生の目的だったんですけれども、第3子を授かる中では、アンケートを取りました結果、この祝い金を目的としてということにはなかったんで、その辺についてはちょっと何とも言い難いんですけれども、一定の効果はあったと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） この成立に関わった議員として、少しショックというか、自分が浅はかだったのかなと反省を今しておる次第ですけれども、当時、たしか少子化対策と同時に、人口対策ということも質疑のやり取りの中で聞いた記憶があります。

でも、一定の効果があって、これ廃止ですけれども、これでもう例えば少子化対策、人口対策を諦める、やめるわけではないんですよ。その辺、何か次のとか、そんな策のお考えはあるんでしょうか。そっち答えてくれてもいいですけれども、ありませんか。考えてはいらっしゃるんですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

この出生祝い金を第3子ということで出さなくなっていて、今現在、第3子、第4子、結構多く生まれております。だから、皆さん、第1子から、何子にかかわらず、今、少ないですが、1万円お渡ししています。

国のほうからも、国、県、町、児童手当と同じような感じで、今、妊娠時に5万円、それと出産時に5万円というのも、これも町も入ってお渡ししている分もありますので、今のところ、本当にこれがなくても出産していただいているということがありますので、今のところ、出産に関しては、これで進んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第4号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億54,970千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を42億21,435千円とするものでございます。

まず4ページ、第2表地方債補正の追加は、災害対策倉庫新築事業と給水車両整備事業でございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

8ページ、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金53,760千円の追加は、電子計算費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が2,619千円と、地方創生事業費補助金、過疎地域持続的発展支援交付金29,987千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金21,154千円でございます。

衛生費国庫補助金80千円の追加は、保健衛生費補助金、母子保健衛生費補助金でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金1,130千円の追加は、農業費補助金で、農地集積・集約化等対策事業（機構集積支援事業）1,130千円でございます。担い手への農地の集積・集約化を促進するために、農業委員会等が行う事務に要する補助金でござ



ございます。

消防費県補助金5,459千円は、水道応急給水車両緊急整備事業補助金でございます。繰越金、前年度繰越金76,354千円の追加は、財源調整でございます。

10ページ、諸収入、雑入11,787千円の追加は、コミュニティ助成1,000千円は消防関係の資機材購入費用でございます。雇用保険料自己負担分は80千円で、新型コロナワクチン助成金10,707千円の追加は新型コロナワクチン定期接種に係る助成金でございます。

町債、消防債6,400千円の追加は、緊急防災・減災事業債で2,800千円を災害対策倉庫新築事業に充当します。充当率は100%で、交付税措置は元利償還金の70%でございます。施設整備事業債は、3,600千円の給水車両整備事業に充当いたします。充当率は55%で、交付税措置は元利償還金の70%でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

まず、全般的には人件費の補正がございますが、4月の人事異動等により、各科目において、給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の増減でございます。また、4月から共済組合負担金の利率の変更により、人事異動のない科目でも共済費の補正がございます。

では、12ページの議会費からでございます。

議会費12千円の減額は、人件費の補正でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費2,125千円の追加は、人件費の補正と、役務費2,600千円は相続財産清算人選任予納金でございます。町管理施設内に財産を残したままその所有者が死亡し、かつ相続人がいないため、その財産等の処分について相続財産清算人の選定が必要となり、手続を行うに当たり、その費用として予納金が必要となったものでございます。

電子計算費2,842千円の追加は、委託料で基幹系クラウドシステム共同印刷委託業務223千円と、負担金補助及び交付金で2,619千円は中間サーバー負担金でございます。

諸費、償還金利子及び割引料603千円の追加は、令和3年度と令和5年度の子育て世帯生活支援特別給付金償還金でございます。

地方創生事業費29,987千円の追加は、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金でございます。国の補助金を活用して、地域の空き家を活用した移住企業の促進、耕作放棄地や近隣地域の特産物を活用した商品開発及びブランド化、カナダ移民の歴史を活用した地域間交流活動を実施いたします。

物価高騰対応重点支援事業費67,178千円の追加は、国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置によるもので、需用費、役務費、委託料は事業に係る事務費でございます。

14ページの負担金補助及び交付金は、物価高騰対応重点支援給付金として、新たに令和6年度住民税非課税、均等割のみ課税の世帯及び令和6年度分住民税均等割が非課税の

世帯に対して100千円を給付し、当該世帯において18歳以下の児童1人当たり50千円を給付いたします。調整給付金43,000千円は、定額減税において算定される減税額が定額減税を行う前の所得税額等を上回り、定額減税し切れないと見込まれる場合に、その差額を給付するものでございます。

徴税费、税務総務費106千円の追加、戸籍住民基本台帳費7,769千円の減額は、人件費の補正でございます。

16ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費437千円の追加は、人件費の補正と国民健康保険特別会計への繰出金452千円でございます。

国民年金費6千円の減額は、人件費の補正でございます。

老人福祉費6,130千円の追加は、人件費の補正と後期高齢者医療特別会計への繰出金5,934千円でございます。

心身障害者福祉費5千円の減額、地域包括支援センター運営費5,985千円の減額は、人件費の補正でございます。

18ページ、児童福祉費、児童福祉施設費21,732千円の減額は、2つの学童保育室を7月以降公営化することから、同月以降の放課後児童健全育成事業委託金を減額するものでございます。

児童措置費6千円の減額は、人件費の補正でございます。

今回より、放課後児童健全育成事業費として新たに目を設け、7月以降の公営化に伴い必要となる人件費など各種費用を計上、その総額を27,127千円としてございます。

内訳ですが、報酬5,942千円はパートタイム会計年度任用職員10名分、給料10,881千円はフルタイム会計年度任用職員6名分でございます。職員手当等4,889千円は、会計年度任用職員の通勤手当、超過勤務手当、期末勤勉手当、共済費2,844千円は雇用保険料、厚生年金保険料、共済組合負担金でございます。

報償費30千円は講師謝金、旅費219千円は費用弁償、需用費997千円は教材費等の消耗品と光熱水費、役務費403千円は電話料、郵便料や放課後児童支援員の研修受講費用等、使用料及び賃借料160千円はお別れ遠足でのバス代、負担金補助及び交付金762千円は退職手当負担金でございます。

また、財源内訳については、国県支出金では子ども・子育て支援交付金を、その他では保護者が負担する保育料を、それぞれ7月以降の9か月分について、児童福祉施設費から放課後児童健全育成事業費に振り替えてございます。

20ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費6,096千円の追加は、人件費の補正と、委託料148千円と扶助費12千円は乳幼児健康診査費でございます。

予防費20,148千円の追加は、65歳以上の方の新型コロナワクチン予防接種委託料でございます。

環境衛生費717千円の追加は、美浜町斎場の玄関自動ドアの修繕でございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費1,127千円の追加は、人件費の補正と機構集

積支援事業委託に要する費用でございます。農業委員会等が行う事務経費を支援する事業を活用し、農地の利用状況調査や所有者等への利用意向調査を行うものでございます。

農業総務費1,439千円の追加は、人件費の補正でございます。

22ページ、農地費158千円の減額は、下水道事業会計補助金の農集分でございます。

商工費、観光費1,350千円の追加は、キャンプ場の身体障害者用トイレの修繕費でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費2,764千円の追加は、人件費の補正でございます。

24ページ、都市計画費、下水道費7千円の減額は、下水道事業会計補助金（公共）分でございます。

消防費、消防施設費は財源更正で、災害対策費15,627千円の追加は、役務費、備品購入費、公課費は給水車両購入にかかる費用で、トラックと積載型給水タンクを購入いたします。委託料は、給水車両や災害時資機材保管用の災害対策倉庫新築工事に係る設計委託費用でございます。

教育費、教育総務費、事務局費28千円の減額は、人件費の補正でございます。

小学校費、学校管理費は709千円の減額でございます。報酬2,148千円の追加や給料2,275千円の減額、職員手当等350千円の減額、共済費118千円の減額、旅費46千円の追加、負担金補助及び交付金160千円の減額については、パートタイム会計年度任用職員を新たに2名採用したこと、その代わりにフルタイム会計年度任用職員を1名減員とし、中学校での廃止としたことによるものでございます。

26ページ、中学校費、学校管理費3,629千円の追加は、人件費の補正と、役務費150千円はテニスコート周辺の剪定費用、委託料2,965千円は松洋中学校施設外壁等改修工事設計委託業務で、令和7年度で本校舎の外壁改修工事を行う予定でございます。

28ページ、こども園費、ひまわりこども園費244千円の減額は、人件費の補正でございます。

社会教育費、社会教育総務費67千円の追加は、人件費の補正でございます。

公民館費7千円の追加は、防火管理者再講習の受講手数料でございます。

図書館費826千円の追加は、老朽化の著しい館内の天井照明をLED化し、照度不足を改善するものでございます。

保健体育費、体育施設費1,342千円の追加は、体育センター玄関前の階段とスロープへの手すりの設置と第2若もの広場、外野奥に位置する駐車場の整地費用でございます。

公債費、元金36千円の追加、利子79千円の減額は、平成25年度に借り入れた臨時財政対策債において、10年目の利率見直しにより元利償還金が確定したことによるものでございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君）　しばらく休憩します。

再開は9時55分です。

午前九時四十二分休憩

———・———  
午前九時五十五分再開

○議長（谷重幸君）　再開します。

これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君）　9番。総務費のところ、何か初めて聞くような名前、相続財産清算人選任予納金、これ何か今の、これは提案理由ですけども、細部説明でも、町管理施設内に財産を残して亡くなって、それが相続人がなくて云々、あまりよく分からないので、もう少し分かりやすくというか、ざくっとどういうことなのか。また、金額がこれ出ているので、もし、なぜこんな金額になるのか等もご説明を願いたい。

○議長（谷重幸君）　農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君）　ご説明申し上げます。

まずですね、もう少し詳しくということですので、令和5年10月にですね当町が管理する町営住宅で1人世帯の方が亡くなりました。生活もしておりましたので、町営住宅の中には動産が放置されているような状態となっております。それと、相続人についてもですね、おられたんですけども、おのおのですね家庭裁判所のほうに相続放棄の申立てを行いまして、受理されております。

ほかということもございますけれども、保安林のほうにですね軽自動車、それと漁業を営んでおられる方でもございまして、美浜町が管理する係留施設に船舶1隻が係留されておるままであるというような状況でございます。

清算人、これ、法律的にそれを動かしたりですね、仮に処分したりというのにおきましては、家庭裁判所のほうへ申立てを行いまして、清算人というのを選任していただいて、その方の指導、また助言の下、いろいろと処分をしていくというふうな制度になります。

これ、申立てできる申立人はですね、被相続人、亡くなられた方ですね、その方の債務者であったり、そういうふうな方が申立てを行うことができるというような制度でございます。

すみません。それで、2,600千円の積み上げの根拠でございます。一般的に、ちょっといろいろ調べますと、清算人業務についてはですね300千から1,000千程度というようなことになります。先ほど申しましたけれども、町営住宅のほうの片づけ、撤去ですね、そういうふうについて約300千、それと船舶のほうの処分について約1,050千円、あと軽自動車についてもですね廃車等の手続で約15千円というようなところで、2,600千を計上させていただいているというようなことでございます。

○議長（谷重幸君）　9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） そうしますと、もともと町がせんなんということではないんですね。例えば、その住宅なら住宅を、次、利用せなあかんから、勝手に中のものは処分でけへんと。しかも、こんな手続をして、かつお金も町で払わなあかん、こういうふうな理解でいいんですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

基本的にはそういうふうなことにはなるんですけども、ただですね、清算人を立てて、財産目録というのをまず作ります。その財産目録の中からですね、どういうんでしょう転売という言葉がよろしいんでしょうか、売買をできるような物があれば、それを売買して、この清算の費用に充てるというようなことになりますんで、今、意見というか相談としていただいているのは、やはり船舶でありますと、そういうふうな船舶の設備、そういうふうな部分についてはですね購入の意思があるようなお話も聞いておりますし、そこに乗っている資材ですね、住宅の中にはいろいろと漁具の資材もあるんですけども、例えばロープであったり、そういうふうな物も購入意思があるよというようなお話は聞いておりますので、そこは清算人にお話ししてですね、清算人のほうでもう売買できるような手続をして、この予算をできるだけ抑えていきたいというふうな考えでございます。

○議長（谷重幸君） 関連。7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） 関連ですけども、こういったこと、こういう相続財産について、今後いろいろ起こってくると思うんですよ。ここに載っておるのは、こい町で管理する施設の財産ですけども、個人資産みたいなもんもこういう形でほっとかれて、相続、清算人ですか、がなくて困っている場合もよくあると思うんですよ、特に空き家とか何かが起こってきて。そういう場合も、町のほうで対応を考えておるんですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 町ということですけども、今回、町営住宅ということで私のほうから答えさせていただきますけれども、そうですね、先日、新聞の報道にもございましたけれども、2020年で相続放棄に関する全国の裁判所の受付が過去最多であったというふうなことも新聞報道でございました。議員おっしゃられるとおり、放置された家屋や土地対策が課題というようなことも書かれております。この記事にはですね、専門家の意見として、今後、そういうふうな対応についてですね、もっとできるような対策が必要ではないかというようなことも書かれておりました。ていうのが全国で起きているような状況で、今後も起こり得るといえるのは十分考えられます。

個人資産ということですけども、動かしたりするに対してですね、こういうふうな法律にのっとって執行していく、これについては、やはり清算人を立てる必要があると、勝手に動かしては駄目ですよというのは法律で決まっておりますので、それに対して清算人を立てていくというようなことでございます。

町営住宅、ほか係留施設、そういうところに船舶というお話もさせていただきましたけ

れども、船舶等についてはですね、何隻も係留しているところの中にあると。今後、台風などですね、そういうふうなことも心配されます。そういうようなことによってですね、関係のない方の財産ですね、そういうことが侵されることがないようにという思いもあります。ということで、今回、そういうふうに相続財産清算人の選任の予納金を計上させていただいたというようなことでございます。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） これまあ、相続人がなくて困っておるんで、最近ですね、この清算人というんですかね、相続人というんですか、何か相続1番目、2番目というような申請をせよということと言われておるんやという人も出てきておるんですけども、これはもう、ここに書いてますけれども、家庭裁判所で所管して、連絡があつて、町はそんなに関係ないんですかね、そういう相続人を立てるということについては。

それを立てないで、ほっておかれて、廃屋で潰れかけてほったあるというような、そういうふうなもの、いっぱいあるんで、そこら、ちょっと分からないので教えてもらえたら。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 少し整理さして説明させていただきます。

まずですね、町が申立てを行って清算人を立てるんですけども、これは誰でも申立てできるわけではなしにですね、利害関係者ということで、今回は町が申し立てるということでございます。

あと、次にですね、相続人というのは、例えば奥さんであったり子どもであったりというのが相続人になりますんで、相続人があればですね、そこに相続していくというようなことでございます。

ただ、相続人が相続を放棄する、そのときには家庭裁判所のほうに対して申請を行うということになりますと、行った場合ですね、相続人というのなくなります。相続人がない物件に対して、こういうふうな相続財産清算人というのをですね、今回は町が申立てを行って、選任していただいて、それで残った財産を処分していくというようなことになります。

○議長（谷重幸君） 関連はないですか。関連。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 要は、確認の質問は、あんまりよくない。要は、町の施設とか、町が利害関係人でなかったら、そういう申請なり家庭裁判所の申立てはできないという理解でよろしいのか。ほんで、そんなような現象があれば、当然相談には乗ってくれるわけですよ。そっちにばかり聞くんもおかしいな。そういうことで、そういう理解でよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） まず、1点目のほうですけども、今回はそういうふうな、谷議員のおっしゃるとおり、町が利害関係者であるということで申立てを行うということでございます。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） あと、個人的な話につきましては、そういった身の上相談、生活相談等の扱いになりますので、そういった関係機関によって相談機関がありますので、そこで対応されるということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 19ページです。放課後児童健全育成事業、今回ですね、公設公営となったこの運びといいますか、その意図、意味を教えてください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、基本的な部分につきましては、和田の学童クラブにつきましては、保護者会さんと契約している、委託している、いわゆる保護者の代表の方と契約している。松原の学童クラブについては、個人の方と契約しているという形で今まで来てございます。

和田の保護者会さんとの話の中で、やっぱり何かが起こったときには保護者の代表の方、また保護者会の方の全員にですね、ある一定の責任が生じる可能性も十分ありますと、そういうこともあると。そういったことからですね、やはり保護者の方は、ちょっと私たち、ちょっとそこまでの責任はどうしても持てないという思いをお聞きしましてですね、今回、まず一旦公営にということで判断した次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） そうしますとですね、例えば保護者様から頂く月謝だとかおやつ代、年間行事、この辺も公設公営になったということで、やっぱりある程度といいますか、統一してそれは実施、今後されていくんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 保育料は、もうこれはもう統一されています。おやつ代については、これはもうその保護者会というか、そういったところで管理してもらうということなので、ちょっと行政の部分ではないというふうに考えてございます。

年間行事等についてもですね、それはそれでこれまでの特色を生かしながら、逆に2つとも公営にすることによって、影響を受けながら、年間行事をそれぞれ立てていただければというところは基本スタンスに持っています。なので、全て同じようにというわけではないかも分かりません。

ただ、最低でも月1回は、放課後児童支援員の方々と教育長以下私どもとで毎月1回の定例会議を行ってですね、近況報告であったり来月の予定であったり、またスタッフさんの思いであったり、子どもたちの状況であったりというのを聞く機会を設けることといたします。

また、それ以外にも、補助員の方、放課後児童支援員以外の補助員のスタッフの方の思

いというのがありますので、そういった部分も聞ける機会を持ってですね、意思疎通をちゃんとしながらですね運営していければと今考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） そうしますとですね、補助員さんを含めて、支援員さんと補助員さんを含めまして、和田の学童保育、松原の学童保育、これ人数的には、今のところ、ちゃんといけそうですかというのと、もう一つ、これ今、会計年度任用職員さんばかりに今後なっていく。支援員、補助員さんは、ちょっと、私、ちょっとまだよう理解していないところがあって、会計年度任用職員かどうか分からないですけども、要は正職員、職員として、学童保育室長みたいな人は正職員からこうつけるような、一つこう基盤となる人を置くとか、そういうことはお考えはないですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 人数的に、まず、人数的にどうなのかというところでございますけれども、基本といたしましては、予算上でございますけれども、フルタイムの放課後児童支援員さんがそれぞれ3人で、それからパートタイムの補助員さんが、昼14時ぐらいからですね、常にそのそれぞれのところには3名ずつ勤務していただいて、合計6名で運営していければというふうに、今、見積もっているところでございます。

しかしながらですね、そうは言うても、実際、なかなかハローワークに募集してもとかでも、全く応募してくれてないというのが今現在の実情ですんで、どうしても和田の学童クラブのほうがですね松原さんよりもスタッフ的にはちょっと厳しい状況で今もきてますし、そのまま7月以降のという可能性も考えられます。

であったとしても、やはり私どもはですねできるだけ、それぞれ6名ずつで子どもがいる時間帯は運営できればというふうに思っているところでございます。

支援員さんも補助員さんも会計年度任用職員というところでございます。それで、その中で、その方たちで現場を回していただいきながらですね、取りあえず7月からスタートさせていただくというところでございます。

正職員を配置するかどうかというのはですね、私が申し上げるべきことではないかも分かりません。取りあえず当座、7月からはですね、会計年度任用職員の方々のお力をお借りしながら、公営でやっていければというふうに考えているところでございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 僕は、単純にこの現状というか、現状とこの新しい公営になったときの年間でのこの差額、今だと5,000千強だと思うんですけども、年間にするとどれぐらいの差額になるのか。比例配分すれば7,000千前後か、7,000千強かなとは思いますが、そのあたりお答え願いたいのと、それと今さらであります、やはりこの第3款民生費であります。

所管はやはり、もう今までも従来教育課でありますので、それはそれでいいのかなとは



思いますけれども、改めて、民生費で出ているので、現状の所管というのはそういうお考えのままなのか、2点お願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、私のほうからは、年間の差額についてご説明させていただきます。

そうですね、まず18ページですね、18ページの一番上のあれですけれども、児童福祉施設費で補正額の数字がですねマイナス21,732千円でございます。一つ飛ばして、10番の放課後健全育成事業費ではですね、補正額プラスのことの27,127千円でございます。この差引きが5,395千円、約5,300千円となっています。

結論から申しますと、令和6年度におけるいわゆる年間の当初予算の委託の経費と、4月から6月までの委託、それから7月以降の公営の部分というところの差引きすると、増額というのは5,300千でございます。

当初、放課後健全育成事業委託金ではですね、当初予算で30,798千円を計上していたところでございます。そこから4月から6月までの委託料でですね9,066千円、残りが21,732千円で、これを一旦減額させてもらおうと。その代わりに27,000千なので、いわゆる年間トータルしますと5,300千の追加費用で、増額でございます。

その内訳につきましては、まず人件費、報酬、給与に始まりまして退職手当負担金までの人件費で増額の4,855千円でございます。残りがですね540千程度かと思うんですけれども、残りの部分540千についてはですね、例えば松原の剪定費用で150千計上させていただいているとか、使用料でバスの借上料を160千計上させていただいているとか、保護者の連絡ツールを導入するに当たって60千円計上させていただいているとかという部分もでございます。

まず、その人件費でございます。人件費の4,800千円の増ということでございますけれども、まず、それぞれ会計年度任用職員、町の職員でありますので、フルタイムの方ですね期末勤勉手当というのもですね、今は委託ではですね公務員の期末勤勉手当の算出方法に2割カットして、今、皆さん、支給されているんですけれども、それが今度は会計年度任用職員になりますので、その2割カットした分が、また町の職員と一緒に戻りますので、そういった部分がどうでしょう、まあ約400千円。

それから、夏休みについてはですね、フルタイムの職員さんそれぞれ3名、3名の6名でございますけれども、8時間以上労働されるというのが十分想定されます。朝7時ぐらいから出てきていただいて、夕方の18時30分まで10時間、11時間ぐらい働くことも十分想定されます。そういった部分はですね超過勤務手当ということになるかと思いますので、6名分の1日3時間として、長期休業37日ということで計算しますと、それだけで1,000千円の負担になります。

ここからパートさんの関係でございますけれども、当初予算の委託料ではですね、フルタイム、いわゆる常勤の方3名と、パートタイムの方については、それぞれ週4日4時間

勤務の方が1名ずつ、週5日、1日4時間勤務の方が1名ずつというような設定で、それぞれ3名の常勤さんと2名のパートさん、和田も3名の常勤さんと2名のパートさんというところの予算の設計だったんですけども、現状の4月以降のですねそれぞれの学童保育の状況を十分勘案しますと、ちょっとそれだけではかなり大変、しんどいということ、しんどいといいますよりも、充実した学童保育をさせるためにスタッフの増員が必要というところで考えてございます。

なので、週5の4時間勤務のパートさんを1名増やすことによって、816千円のそれぞれ1名ずつなので、2名分、掛ける2名分。また、週5、週4であっても、その空いたところに入っていただく週2日の4時間勤務の方、いわゆる空いたところに入っていただくようなシフトを取りたいので、その部分で349千円の掛ける2名分。長期休業などのときにはですね、どうしても朝8時、9時ぐらいからどんどんやって来ますので、長期休業期間中の37日間についてはですね、午前中にもやっぱり1人スタッフが必要ではないかと、そのように考えていますので、37日の4時間で190千円の合わせて掛ける1名ずつの2名ということでございます。

こうしますと、パートさんの増額で1,355千円の掛ける2施設ということになります。その方たちの、パートさんであっても期末勤勉手当の対象になる方もいらっしゃると思いますので、そういった部分で129千円掛ける2施設で、トータル、給料、報酬が動くことによって、共済費や社会保険にも跳ね返ってきますので、その部分の社会保険の跳ね返りでもですね147千円足す249千円、390千、400千程度というところでございます。

なので、大きなところで言えば、フルタイムさんの超過勤務手当の枠として、それから新たにパートタイムさんを増員すると、そういう部分でトータルいたしまして、年間経費として4,855千円が必要になると見込んでおりまして、ここに補正予算として上程させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育長。端的にお願いします。

○教育長（塩崎善彦君） 所管についてですけども、予算の区分ではこの民生費になりますけれども、周辺の市町村を見ましても、この学童保育につきましては、教育委員会が所管して運営しているところがほとんどでございます。ということで、今後も教育委員会のほうで所管ということで運営してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。微に入り細に入りご説明ありがとうございます。結果的には、その内容も知りたかったのであれですけども、質問冒頭に、ちょっと私の言い方が悪かったのか、要は7月以降からで5,325千円とおっしゃったのかな、これを年間ベースに直すと幾らぐらいかというのを知りたかったんです。

単純に、残り4分の3なので3分の案分をすると七百二、三十万なのかなというのもちよっと言いましたが、それぐらいの見当でよろしい。7,000千ぐらいが公営にすると費用が増えると、そういう理解でよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 7,000千なのかというところはあれですけれども、1年間で公営で会計年度任用職員という形で積算すると、やっぱり5,000千からちょっと上回るというふうに、谷議員さんの見解と同感しました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） 私も、谷議員と同じようなことを考えていたんですけれども、ある程度今の説明を聞いて、単純に言うたら、新しい27,120千から最初の委託していた21,730千を引いたら、先ほど言ったように5,390千やと。それがあくまで3分の1過ぎた後やから、あと4分の3がそれやから、それを年にしたら、やっぱりもうちょっと要るやろと、そういう認識だったんですけれども、それと、今、課長の話を聞いていたら、一応町としてはベストな体制を組むように人件費取ったと。ただ、それが集まるかどうかね、それはちょっと若干心配やというような、心配というか、そんだけ多くかけても、実際そんだけの人数が十分な体制が整うかどうかね、そこあたりちょっと懸念材料があるようなちょっと口ぶりだった。

そういうとこ、僕間違っていたら、じゃ、絶対集まるというんであればそれでいいんですけれども、ちょっとそこが。

ただ、こんだけ待遇を、会計年度の待遇にしたということで、僕も、そこに働いているおばあちゃんが三尾出身なんでね、娘が和太出て、小学校の教職員の資格持ってんやけれども、実習に行つて、私、向いていないからとしてたら学童保育募集していたと。そこへ行ったら、大変、娘、やる気持って頑張ってくれてると。今度、待遇もええということを知ってね、ますますモチベーションが上がったと、そのようなことを聞いてるんで、今までの委託よりも、やっぱり公設にするほうが親も安心感もあるし、職員らもう一層働きたいという気になるということは確かやと思うんでね。

ただ、ぱっとこんだけ経費が上がるわけやから、町としては負担せんなん。ただ、それは、今言ったように、幾らかいうたら、上がるのが今言うた程度やということで。

それと、人件費はもちろん上がるんですけれども、公設することによって、いろんなほかの面でね、例えばさっきバスの委託とか言うてましたけれども、我々、松原へ行ったときに要望聞いた中ではね、町のバスをなかなか借りられないと。借りてもお金要る。今度、公営になったら、町のバスもある程度お借りできると。そして、職員室もなかなかないと。和田のほうは職員室ねえ、立派にあったけれども、そういう面に関してもやっぱりいろいろ配慮、公営になった以上は。まあ、一遍にいけませんよ、一遍にいかんけども、やっぱりある程度、職員とか保護者の要望も聞いた上で改善もしていかなんと、そういうこと

だと今話を聞いていたらね、思ったんですけども、そこたい、認識どうですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） バスの話もございます。一応、何と言うんでしょう町のバスが使えるかどうかというところからアプローチをして、万が一使えない場合とか、バッティングする場合はということで、今回、予算を計上させていただいているというところがございます。

視察に行かれたときも、松原の学童クラブで職員室が云々という話もございました。ただ、これについては、ちょっとすみませんけれども、ごめんなさいという形で、もう松原さんとは話しさせてもらっているところがございます。

今回、いろいろ、和田の保護者の会の方ともいろいろお話をした上で今日まで来たんですけども、公営というネタをきっかけにですね良好な関係ができたわけなんです。なので、引き続き公営になったとしてもですね、保護者さんとの良好な関係、いわゆる要望なり、そういった意見交換をする場へも僕らが出て行かさせていただいてですね、要望をかなえることができるところはそうしてあげたいしという、無理なことは無理なんですけれども、そういった形で対話しながら進めていければなと思っているところがございます。それは松原も同じでございます。

スタッフの話でございます。集まるか集まらないか、本当に今、心配しているところがございます。

今回の制度設計におきましては、大体35人の子どもさんたちを5人のスタッフで保育していくという、単純に計算しますと1人当たり7人ぐらいで保育していくところの制度設計を持ちました。

なので、ただ、そこに、その年々によってですね、やっぱり支援が必要な子どもさんというのもしっかりいらっしゃるところで、今年度におきましては、松原、和田ともにですね1名の増員という形になったところがございます。

ただ、それはあくまでも数字上の話であって、本当に応募して確保できるかどうかというのは、非常に不透明なところがございます。であったとしても、あらゆる手段をとるか、いろんなチャンネルを使いながら確保していきたいなというふうには思っているところがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

質問も端的にいきましょう。答弁も端的に。皆さん、協力してください。

○6番（碓井啓介君） 端にお聞きします。

公設公営、会計年度任用職員、美浜町のというような形だと思うんで、今、和田のほうは少ないと、松原のほうは十分職員足りているというようなお話やと思うんです。

これ、この先、異動とかというのは考えられるものでしょうか。それによって、うまく間配るといえるのが考えられるんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 職員の異動があるかどうかというお話であったかと思います。

今のところ、当面ですけれども、やはりそれぞれチームワークで運営してきたことがございます。ですから、当面はそういう予定はないんですけれども、この先ですね、この制度がなじんでいった段階でいろいろ課題があれば、やっぱり異動というのも視野に入れなければならない、そういうふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 関連をお願いします。

今、北村議員のほうから、正職員の方とはいうところ、少しあったんですけれども、私も大変うれしいことやと思っているんですけれども、勤務時間管理であるとか、2つの全然別個のものが1つにというか、一つの場所にこだわってじゃないんですけれども、所管は教育課であっても、現時点の例えば、今、言っていたような人事異動も含めてそうですが、シフトであったりとか業務評価とか、様々なことがあるかと思うんですけれども、そういうことについては、どなたが責任を持たれるのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 例えば、スタッフの早番、遅番とか、いろいろそういう勤務体系、週のうち、どなたが何日休むかというところについてはですね、十分私どもがそれぞれのスタッフさんと話ししてですね、私どもがこうシフト表を固めていくと、そういうふうな形で考えています。

○議長（谷重幸君） 関連ないですか。大丈夫。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 端的に3つぐらい。11ページの歳入のところ、雑入。新型コロナウイルスワクチン助成金。何か、この雑入で受けているのは何か違和感というか、ちょっとあるので、これはなぜ助成金とついてて雑入であるのか。

これは、次は歳出で聞くべきでしょうけれども、このすぐ下に給水車両整備事業云々とありますので、これ歳出のところでもあれですけれども、どういうものなのか、少し具体的に説明を願えたら。

それともう一点、単純に、13ページ、電子計算費です。中間サーバーの負担金、これいつも当初予算ですけれども、何でこの時期に。何か特別な事情があったのかどうか、取りあえず3点お願いします。

○議長（谷重幸君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 谷議員にお答えします。

コロナの雑入なんですけれども、確かに昨年度までは国庫負担金ということで、コロナの接種費用については頂いておりました。これが、昨年5月連休明けに5類に落ちまして、コロナのほう、去年1年間は、また国が全額負担するという方向に進んだんですけれども、今年度からは定期接種のB類になりましたので、町のほうで費用が発生します。

そこで、秋頃に国のほうから、一旦、コロナの接種ワクチン代と接種込みで7千円ぐら

いですよというふうな話が出たんです。そこで、それで皆、7千円ぐらいで、大体早いところは予算とか組んだと思うんですけども、その後、国と製薬会社とのお話の中で、それが15,300円かかるというふうになりましたということで、結局7千円と15,300円の差額8,300円を、それもまた国が負担しますよという話になったんですけども、国から直接負担じゃなしに、国の基金管理団体といたしまして、新薬・未承認薬等研究開発支援センターのほうに国が助成金として、そこから交付するよという指示が出ましたので、国から直に来ませんので、今回、検討した結果、諸収入で受けたらいいということで、雑入のほうで計上しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 給水車両についてお答えします。

給水車両については、トラックとタンクとセパレート型で考えております。給水車両につきましては3t車両で、タンクにつきましては2,000リッターで、加圧ポンプを据えまして、加圧もできるようにということで計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 中間サーバー負担金でございます。

この予算につきましては、本来当初予算で措置すべきでございましたが、計上を漏れてしておりました。予算は、現行システムから次期システムへ移行するための経費で、国庫補助対象でもありまして、補助率は100%なのですが、この同額を歳入のほうでも予算計上しております。

また、当初予算でも中間サーバー負担金として別に2,096千円を措置しているのですが、これは現行システムの運用保守経費で、国庫補助はなく、町負担でございます。

今年度がシステム移行経費がかかることに気づけなかったため、誠に申し訳ございません。今後は、このことがないように注意してまいります。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 3点のうち2点はあれで、給水車両ですけども、ふだんは、じゃ、タンクは下ろしてトラックは別途使えと、そういう機動的な運用が可能というふうな理解でよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 基本は給水車両ということなんで、常時タンクは積んでおくような段取りになります。ただ、緊急の事態ということがあれば、タンクを下ろして何か使えるということで、どっちが裏か表かとかということなんですけれども、そういう捉え方もあるんですけども、多機能に使えるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 給水車両なんですけれども、外して、タンク下ろしてトラック、ふだん使うと、そういう使い方もあると思うんですけれども、タンクも置いといたらあかんと思うんですよ。たまに使う機会とか、そういうのは考えておられるのかな。

というのは、災害訓練とか防災の訓練とか、そういうときに使うとか、そういう考えはあるんですか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

タンクの保存方法なんですけれども、一応その内面の処理というのが、長期に保存できるような内面処理はもちろんしていく予定でございます。

置いとくと、その劣化の心配やと思うんですけれども、材質はステンレスを使用する予定なので、その辺の心配は全くないということはないんですけれども、薄いかなというところがあります。

あと、その活用方法で、災害の訓練とかでということなんですけれども、年に何回か、日本水道協会のほうで訓練あるんですけれども、今、そういう車両とかがないので、その情報伝達訓練とかということを主に参加させていただいているんですけれども、それについて、車両を購入した場合には参加ということも考えられるのかなということがあります。

もう一つ、町の防災の訓練とかで、依頼があれば活用できるかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 8番。その上の緊急防災・減災事業債の災害対策の倉庫の新築事業ですけれども、場所はどの辺に考えてございますか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

倉庫の設置の計画場所ですけれども、水道のほうで所有している、今、排水処理場として活用している場所で、十分スペースがある場所がありますので、そちらのほうへと考えております。

具体的な場所というと、今、入山へ新しくローソンさん、営業されていると思うんですけれども、その約100mほど南側の土地で計画しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） 8番。その場所は、浸水に対してはどうですか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） ふだんの台風時期であるとか洪水の時期であるとかという、大雨の時期ですよ。それに対しては、今まで、浸かったという実績はございません。そこへ、そもそも周辺を含めて移動できますかということもあると思うんですけれども、そ

れについても、今の状況であると大丈夫だという認識でございます。

地震とか津波とかという話もあるかと思えますけれども、一応浸水の想定が約1mぐらいだったと記憶しております。田んぼから1m以上上がっておりますので、計画上、それから倉庫自体を50cm以上上げるという計画でいますので、支障はないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、龍神議員。

○8番（龍神初美君） その規模はどれぐらいというか、その車両だけということはないと思うんですけども、ある程度やっぱり大きなものを考えてございますか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 規模と中へ入れる物ということですけども、規模とか面積については100平米程度、33坪ぐらいをですね予定しています。

中へ入れる物については、今、所有している移動式の発電機であるとか、燃料の備蓄用のタンク、これから、あくまで予定ですけども、仮設用のトイレなども購入して、そちらのほうへ保存できたらなということで考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 関連ではないですけども、13ページにございます18番のところの過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業ということなんですけれども、それについてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。ネットワークとはどういったことなのでしょう、お願いいたします。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

まず、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金ということでございまして、国の総務省からの補助金でございまして、全額国費29,987千円という予算を計上させてございまして、全額国費となっております。一般財源はございません。

事業実施主体につきましては、NPO法人日ノ岬・アメリカ村がメインで事業運営主体ということでございまして、あとですね、私も美浜町、それから地域おこし協力隊、それから和歌山大学の観光学部さんとかですね、あと和歌山県さんとか協力をいただいて、支援をさせていただくというようなことでございます。

事業の概要につきましては、昨日も申し上げたんですけども、地域の空き家を活用した移住、起業の促進、耕作放棄地や近隣地域の特産物を活用した商品開発及びブランド化、カナダ移民の歴史を活用した地域間交流活動を実施するという目的でございまして、地域の活性化を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。



○5番（山崎悦子君） 昨日、ご提示いただきました内容で、ちょっと私のほうも見させていたいただけなんですけれども、今言われました総務省の全額国費でということなんですけれども、この内容の中にですね住民との話合いとかというのは、どういった具合に。

例えば、NPOが事業体ですよ、実施主体だと思えますけれども、今おっしゃってくださっている内容を見ると、今、NPOがやっているカナダ云々というところの関連の事業がほとんどかなと思うんですけれども、住民は、変な言い方して悪いんですけれども、住民を巻き込んでの内容になっているのかなというのをちょっと一つ危惧するところなんですけれども、その点についてちょっとお答えください。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

地域住民さんもですね、もちろん主体はNPO法人の日ノ岬・アメリカ村の方をお願いするんですけれども、もちろん事業を遂行する上でですね、住民様にもいろいろとご相談等申し上げることがあるかと思しますので、今後、進捗状況を確認しながらですね、そういうことも加味したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） この30,000千近いお金というのは、このお金の流れなんですけれども、これはもうNPO法人のほうへぼんと行くわけかな。

この前の資料を頂いたら、これ実績に応じてまた返還するとか、そういうのもあるのかな。それとも、例えば一番下のほうの鳥獣害対策ありますよね。これで9,900千。いろいろ、こいどうな監視カメラ、センサーとかするんでしょうけれども、到底9,900千も要るんかとか、何かそういうのを思うわけですね。あそこ、田んぼ、たしか耕作者は2人か3人ですよ。そこらに9,900千、ちょっとここらも解せんのもあるし、そこら、お金の流れというのはどうなるのかな。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 松下議員にお答えいたします。

まず、補助金の流れということでございます。これにつきましては、補助金ですね実施要綱というのがございましてですね、そこにはですね、まず過疎地域というような条件がございまして、当町はまず合致します。市町村の役割ということもございましてですね、その事業の内容の検討であったり計画であったりですね、そういうことも含めて、提出書類の補助であったり、それから交付金の交付というのもですね、国から町のほうへまず下ろしますというような決まりもございまして、それに基づいてNPOのほうへ出ささせていただくということでございまして、もちろん事業が完了した後はですね、もちろん町が事業の実績報告を国に提出するというような流れになってございます。

それから、ICTを活用した鳥獣害対策事業ということでございます。これにつきましてはですね、予算的には9,996,800円という今、見積りでございまして、内容を

申し上げますと、三尾地区で今も問題になっているんですけども、鳥獣被害というのがやはり多うございましてですね、今後を見据えたICT等を活用した省人型の捕獲システムを構築するというような内容でございまして、鳥獣被害対策をですね、地域の人々が鳥獣被害のですね対策を実施していけるような地域を目指していきたいというようなことでもございまして、最終的には業者にお願いはするかというふうになるんですけども、もちろん業者には委託はするんですけども、最終は地域の住民の皆様でそういう鳥獣害の被害をなくすという方向で考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 関連。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 役場の文書なので、すごく気になったんで、重要なものじゃないです。この議案第4号資料を頂いて、今、同僚議員、松下議員のICT云々、この一番最後のところ、この表は事業名、事業主体、概算事業費、事業内容、分類と。分類の一番下、これは生活の安全・安心確保対策ということでよろしいんですかね。しょうもない指摘で申し訳ないですけども、その辺ちょっと。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

大変申し訳ございません。変換間違いでございます。生活の安全・安心確保対策でございます。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 関連ないですか。関連。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 5番。先ほどの、このお金の使う期間とかというあたりでは、ちょっと私、聞き漏らしたんですけども、この申請書の期間ですね、何年を限度にするとか、前の地方創生だったら5年間は一切返せないとかというようにいろんな条件があったかと思うんですけども、ちょっと私、調べたのは、一応その事業が終わったら、その次の4月10日までに報告するとかと書かれてあったんですね。これ、具体的にどういうことなのかと思うことと、頂いた資料の中にカワラケツメイ茶というのを生産しますというふうなことで書かれていたんですが、ちょっと初めて見たお茶の種類で、これって三尾にあるのか、ないのか、それを作るのかというあたりで、ちょっと私、どういうあれをされるのかなというのが分からなかったのので、教えてください。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

まず、事業の期間ということでございますけれども、もちろん補助事業でございますので、来年のですね3月31日までという期間でございまして、終了次第ですね、4月10日という期限があるんですけども、同年の4月にですねその実績報告をしなくてはいけないということでございます。

それから、カワラケツメイ茶のブランド化というような話でございます。

これにつきましてはですね、私も実は認識がございませんで、以前ですね、一昔前にですね、美浜町の三尾地区でですねこういうカワラケツメイ茶というかですね、カワラケツメイを栽培されていたというような話があるようです。そのですね復活と申しますかですね、そういうようなことを目指して取り組んでいただけるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 5番。ということは、昔、私が子どもの頃に大きい鍋でほうじ茶とかというのでやっていた、そのお茶のことですかね。

でも、使っていたというふうな何か情報があったんですね、今。そういうお話じゃなかったですか。いや、新たに何かをそれを作って、空いている休耕田に作って、それをまた製品化して、今、それこそ楽天とかでも売っているんですね、このお茶、私、初めて知りましたけれども。そういうところまでの企画ということでよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

先ほど、いろんな、ほうじ茶であるとかというようにお話しあったかと思うんですけれども、以前は、私も聞いたところによりますと、三尾地区でですねこういうお茶の栽培をされていたようです。

今回もですね、その耕作放棄地というのがやはり地区にも多うございましてですね、そういうところを活用してですね、耕作した上で、そういうお茶のブランド化と申しますか、栽培をして商品化に向けて取り組んでいくと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 関連はいい。関連。3番、古山議員。

○3番（古山経生君） ここに、そのお茶と三尾ラーメン。三尾ラーメンとか聞いたことないんですけれども、これブランド化するということは、やっぱり商標登録みたいなことをするというところでよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 古山議員にお答えいたします。

みおラーメンについて、商標登録するかというようなご質問でございますけれども、そういうことも含めましてですね、今後、協議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） すみません、2点ほど。

まず1点目、消防車の更新。これ、種類、中身のほう、ちょっと教えていただきたいと思えます。繰越明許していますよね。

もう一つ、第2若もの広場の駐車場、これセンターのところの駐車場を碎石入れてやっ

ていただくというようなことなんですけれども、先般ありました和田小学校のねボールが当たったという事故あったんですけれども、これ、このようなことのないように、センターで球飛んでいる可能性も高いかなと思うので、そういうふうな対策というのは考えられますか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 碓井議員にお答えいたします。

まず、繰越しのところの消防車の更新ということでございます。これにつきましてはですね、本年3月の議会でですね繰越しをさせていただきまして、2台ございまして、1台がですね水槽付きの消防ポンプ自動車、32,010千円ということで、役場班のタンク車というふうになってございます。

それから、もう一台、小型動力ポンプ積載車ということでですね、9,732,800円ということで、第2分団の入山班の積載車ということでございまして、繰越しをお認めいただきましてですね、この5月の終わりにですね中間検査に担当が行ってまいりました。そろそろ納車に向けてですね、納車していただけるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 第2若もの広場のセンターの件でございますけれども、今のところはですね現状のままです、活用していただくというところでご理解ください。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今の第2若ものほうは、重々、この前ももめたので、ご承知やと思うんで善処していただくと、今後というような、善処する気持ちはあるというふうに理解させてもらってよろしいですか。

それと、水槽のほうなんですけれども、本部のほうなんですけれども、先ほどから新たに給水車云々という、これ2tの給水車ですよ、それのお話、いろいろ出てましたけれども、この2tの給水車、これは飲料水やと思うんです。

消防のほう、これ常にタンクに入れているんで、これは飲料水にはならないと思うんですけれども、もしいざというときに、今、飲料水だけやなしに、いろんなことに水を使うんで、そのときにそういうのを運用する可能性があるのか。いや、消防車やから、いつ火事が出るか分からんから、水をためて置いとかないかんから、必ず置いといて、そういう運用はしないんやというような認識なのか、これ、お願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません。第2若もの広場はですね、もう本当に今回、整地したというところでございまして、それ以上の何かこう、ネットを高くするとか、そういうふうなのを講じるという予定は、考えは今のところ持ってございません。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 碓井議員にお答えいたします。

タンク車ですね容量が2tということでございまして、災害時にですね飲料水以外に運用するのかということでございますけれども、最悪の最悪の場合はですねそういうことも加味したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 2点ばかり。

中央公民館のところかな、防火管理者の再講習の予算が上がってますけれども、これ、今、配置されている方がこの防火管理者になられているのか。そうすると、人事異動に硬直化が生じないのかちょっと心配がありますので、そういうところと、それと一番最後のほう、地方債の前々年度及び云々というこの調書で、当該年度中元金償還見込額、補正後3億16,574千円ですか、これ年間の償還金額を幾らというふうにめどをして起債を組むときも、そうそう財政計画立てたとき云々というのを当初予算時に説明が聞いたことあって、そのときに、すみません、聞いていたら申し訳ありませんが、年間の元金償還金額は幾らに見込まれてるのかをお教え願いたい。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 今、中央公民館に従事して仕事をしている職員ですね受講期限が到来いたしますので、再講習をとということになりますので、その職員が異動すればですね、また別の職員が中央公民館の防火管理者として選任されるというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 元金償還金につきましては、当初予算で予算措置しております3億16,538千円でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 防火管理者いうと、防火計画であるとか、そういうのは選任された時点でいろいろ提出しなければならないと思うんですけども、通常の職員さん以上に責任の程度が重いということであるので、だから選任されているがゆえんに人事異動が硬直化するということはないということによろしいですね。

それと、いや、僕が総務課長お聞きしたのは、年間の、当年度ではなくて、大体の元金償還金額をめどをつけて起債を起こす計画をするというふうな答弁をいただいた記憶があるんですけども、ちょっと間違っていたら申し訳ないけれども、だから年間の返済額が例えば4億まで、3億50,000千まで、いやいや5億、6億までいいよというふうな考えの下に起債とかそういう計画が立てているのか、そういう意味合いで額を聞いたんで

す。

当初予算はここに書いているから、そういうことではないんですけれども、そういう年間の返済計画があるように、たしか答弁言うてたんで、その金額をざくっと、じゃ、もう何億何千万とかその単位だと思えますので、そういうことをお聞きしたんですが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、毎年度の起債の償還については、償還額の範囲内ということで、毎年、予算編成方針で示しておるところです。

起債の償還計画ですけれども、毎年度、決算時においてその計画表をお示しさせていただいております。このところでいきますと、令和4年度では3億円超で、4年度、5年度、6年度と3億円超の返還計画予定でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） そうしますと、特段美浜町、我が町は毎年3億までとか3億50,000千までとか、そういうめど、目標はないということですよ。その償還金、また理解悪かったかな。

だから、その当初に立てたその金額内ということなんですか。そういう目標金額がないということですね。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

目標金額ということになれば、この償還金額内ということが目標金額になるということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。3番、古山議員。

○3番（古山経生君） すみません、ちょっとまた戻って申し訳ないんですけれども、ちょっと町長に質問したいんですけれども、カナダ移民の歴史継承・交流強化事業で、三尾地区やカナダ移民の歴史をPRし、三尾のことを知る人を国内、海外で増やすとここに書かれてるんですけれども、以前、町長に聞いたんですけれども、あまりこういうのには興味がないような答えが返ってきてたんですけれども、今回は興味があるようになったんですか。

一度、交換留学の話をしたときに、交換留学は向こうから来ないのでと言って、もう一回、もうちょっと頑張って自発的にやろうという答えが返ってこなかったんですけれども、今回は心変わりしたのかなと。

○議長（谷重幸君） 古山議員、もう一回質問してもらえますか。整理して。

○3番（古山経生君） このカナダ移民の歴史継承・交流強化事業のとこなんです。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） この内容につきましては、交換ではなく交流していくということで、向こうの学生がこちらへ来るとか、そういう内容ではないということです。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 21ページの機構集積支援事業委託なんですけれども、これ農業委員会のほうから出ているんですけれども、この委託って農業委員会のほうでするんかな。

それと、この事業自体、何かこう意向調査とかアンケートかな、それ、農地の利用を聞きに回ってもらったと思うんですけれども、これってやっぱり地域計画とかに関連することですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

この事業はですね、細部説明にもあったとおり、機構集積支援事業ということでございまして、農業委員会の仕事の一部でございます。

主な支出先はですね、派遣職員をですねしていただいて、そこでデータの入力、あと整理というところを行っていただく予定ということになっております。

地域計画は、全てにおいてそういうふうな有効な部分はあると思いますけれども、今回は遊休地、それと非農地に係ってくるあたり、非農地判断ができる農地ですね、ごめんなさい、遊休地等、そういうところについてですね、郵送で所有者の方の利用の意向を調査する、状況を調査するというようなことでございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第5号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,473千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億35,319千円とするものでございます。

歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、国民健康保険関係事業費補助金4,021千円の

追加は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応に伴うシステム改修費の補助金で、100%補助でございます。

繰入金、一般会計繰入金、職員給与費等繰入金452千円の追加は、加入者情報通知の作成、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、給料466千円、共済費60千円、負担金補助及び交付金33千円の追加、職員手当等386千円の減額は、人事異動によるものでございます。役務費391千円の追加は、加入者情報通知の送付に係る郵送代でございます。委託料3,909千円の追加は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応に伴うシステム改修費3,630千円と加入者情報通知の作成業務委託費279千円でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第6号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,934千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億74,265千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金は、事務費繰入金5,934千円の追加でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費5,934千円の追加は、和歌山県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名分の人件費の追加でございます。派遣期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間になります。



以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。単純な疑問です。この方が対象と違うのかどうか分かりませんが、歳出で職員手当等で期末勤勉手当のみの計上がありますが、通常の手当というのが、この派遣されている人になのか、そんなことはないと思うんですけども、なくなるのか、それとも、この方はこういう対象項目が全然ないのか。もしあったら、ちゃんとほかの手当も支給されるんですよね。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

今回、補正させてもらっている人件費に係る計上している部分については、所属する町のほうでの負担になります。この中に載っていない、計上していない負担分については、広域連合のほうでの負担ということになっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第7号 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的収入についてご説明いたします。

営業外収益、他会計補助金165千円の減額は、人事異動等による人件費の減額に伴う一般会計補助金の減額でございます。補正後の事業収益合計は2億5,256千円でございます。

次に、8ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費163千円の減額は、人事異動等による給料111千円の減額、手当19千円の減額、法定福利費33千円の減額でございます。

営業外費用、消費税及び地方消費税2千円の減額は、人事異動による通勤手当の追加によるものでございます。

収益的支出の補正額は165千円の減額で、事業費用合計は2億5,256千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として163千円を減額し、23,058千円と定めてございます。

最後に、10ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は4,866千円の予定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和6年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 令和6年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第8号 令和6年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、4ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費2,340千円の減額は、人事異動等による給料689千円の減額、手当1,208千円の減額、法定福利費443千円の減額でございます。

営業外費用、消費税及び地方消費税2千円の追加は、人事異動による通勤手当の減額によるものでございます。

収益的支出の補正額は2,338千円の減額で、事業費用合計は1億21,450千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第7条の議会の議決を経な

ければ流用することのできない経費として2,340千円を減額し、24,050千円と定めてございます。

最後に、6ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億50,041千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和6年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 副町長の選任についてを議題とします。

石塚副町長に申し上げます。

本件の審議終了まで退場願います。

（石塚副町長退場）

○議長（谷重幸君） 本件、直ちに質疑を行います。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 大変稚拙な質問になったら申し訳ないんですけども、私もちょこちょこ副町長室に入らせていただいております。たわいもねない話を含めまして、町のことも話しています。

副町長の仕事、メイン的なものというのは、どんなものになるんですかね。今、一番取り組んでほるとかいうのは、いろいろ1年間を通してどういうことが一番多いですか。それをちょっと稚拙やなと思いつつも、ちょっと質問させてもらいます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

私のできない部分とか、私にない部分を、それを補っていただいているというところと、まず、やっぱり県の職員でしたので人脈が広うございまして、やはり県へ行かれましても本当に知り合いが多くて、今回のこの給水車にしても、今年度でこの県の補助金が終わりました。一体化でなかったらなかなか補助金が出ない中で、担当課もすごく努力しましたし、最終、やはり副町長が入っていただいていたという経緯もあります。

また、ふるさと納税につきましても、私ども、結構有田ミカンに依存しているところもあります。そんな中で困ったことがありましたら、あるいは振興局長だったということも

ありますので、やはりそういうときはもう走っていただいて調整していただくというようにもしていただいております。

本当に人脈が広いということで、私もそういう関係で、いろんな政治のお付き合いというのもできているのかなと感じております。

今回、郡の町村会において、順番で私が会長を2年仰せつかっておるんですけども、やはりこの2年間、ほかのことでも充て職というのもございますので、出ていかんなん部分も多くなります。そういうときは、やはり今まで4年間仕えていただいた副町長に本当にいていただいて、それを補っていただきたいという願いもありますので、はい、どうぞ皆さん、よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 大変熱い思いを聞かせていただいたと思います。

これ、町長、ほんでも例えばですね、今回、選任に当たってゼロベースで考えたりは、もう全然なかった、もう副町長でということだと思われてましたか。もう全然考えなかった、その辺は。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） ゼロベースということは置かないということですか。置かないということは、もう全く考えてございません。

やはり私も、今、東京への出張も多うございまして、やはりその留守の間ですね、それを今度、副町長を置かない場合は課長になってきますので、その負担も多くなると思いますので、そういう考えはございませんでした。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（谷重幸君） 起立多数です。したがって、議案第9号 副町長の選任については、同意することに決定しました。

（石塚副町長入場）

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

午前十一時二十七分休憩

—————・—————

午前十一時二十七分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

ここで、石塚副町長からご挨拶を申し上げたいとの申出があります。これを許可します。  
石塚副町長。

○副町長（石塚和夫君） 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

ただいま、副町長の選任について議員の皆様方のご同意を賜り、誠にありがとうございました。本当に身に余る光栄でありますとともに、副町長というその職責の重さと責任の大きさに改めて身の引き締まる思いでございます。

令和2年7月から4年間、副町長として、本当に私自身いろいろなことを勉強させていただきました。また、経験もさせていただきました。もとより、本当に微力ではございますが、藪内町長の下、町制施行70年を契機として、この美浜町の未来がさらに明るいものとなるよう全力で取り組んでいきたいと考えております。どうか、引き続き今後とも議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（谷重幸君） 日程第11 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時三〇分休憩

—————・—————

午前十一時三十一分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、各委員長から委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第12として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

追加日程第12 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申

出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年美浜町議会第2回定例会を閉会します。

午前十一時三十二分閉会

お疲れさまでした。